

【第1回横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定委員会議事録】

- ・日 時：平成 17 年 7 月 15 日(金) 午前 10:45～11:45
- ・場 所：関内駅前第二ビル 2 階特別会議室
- ・出席者：【委員】
新保委員長、岩井委員、佐藤委員、須田委員、横山委員
(5 人全員の出席が得られたため、本委員会は成立とされた)
- ・傍聴者：1 名

次 第

1 生活福祉部長挨拶

横山部長から、第1回横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定委員会の開催にあたり、委員に対し挨拶があった。要旨は次のとおり。

横浜市ホームレス自立支援施設が開所されてから2年が経過した。それまで、プレハブの仮設のものはあったが、恒久的な施設は全国でも初めてで、大変注目もされている施設である。これまで、ホームレスの自立支援でも実績を挙げている。指定管理者の選定について、それぞれの専門的な視点から、公平、公正な選出をお願いしたい。

2 委員紹介

各委員より自己紹介があった。

3 指定管理者制度の概要

事務局長より、指定管理者制度について、各委員へ説明があった。要旨は次のとおり。

これまで「公の施設」の管理運営主体は公共的団体に限られていたが、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、民間事業者にも運営を委ねられるようにする指定管理者制度が設けられた。この目的は多様化する住民ニーズに、より効果的に、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることである。

本委員会は指定を希望してきた団体から指定管理者に最もふさわしい団体を公平・公正に選出することを目的として設置された組織である。

4 議 事 [1] 委員長の選出

横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定委員会運営要綱第4条第2項に基づき委員の互選により、委員長の選出が行われ、新保委員が委員長に選出された。

5 横浜市ホームレス自立支援施設及び横浜市のホームレス施策の概要について

- (1) 検討に入る前に事務局より、横浜市ホームレス自立支援施設及び横浜市のホームレス施策の概要について資料による説明があった。要旨は次のとおり。

ア 横浜市ホームレス自立支援施設の概要について

(ア) 施設の概要について

- | | |
|----------|-------------------------|
| a 施設名称 | 横浜市ホームレス自立支援施設はまかせ |
| b 所在地 | 横浜市中区寿町4丁目13番地1 |
| c 施設規模 | 鉄筋コンクリート造 地上7階地下1階 |
| d 施設内容 | 居室、事務室、洗濯室、浴室等 |
| e 利用定員 | 226人 |
| f 利用期間 | 原則30日、最大180日 |
| g 運営根拠法令 | 横浜市ホームレス自立支援施設条例及び施行規則等 |

(イ) 現運営団体

社会福祉法人 神奈川県匡済会

(ロ) 職員数

22名

他に、3名の職業相談員としてハローワークの職員が常駐し、職業相談を行っている。

(ハ) 援助内容

宿泊援護、自立援護、健康診断

イ 平成16年度ホームレス自立支援施設運営実績報告

- | | |
|--------------|--|
| (ア) 入所者数 | 延べ数で1874人、実数で1533人となっている。延べ数は減少傾向、実数は増加傾向にある。 |
| (イ) 依頼区別 | 多い順に中区：1374人、西区：123人、鶴見区：108人となっている。 |
| (ロ) 街頭相談実績 | 関内駅、西区で夜間に街頭相談を24回実施し入所したものは110名となっている。 |
| (ハ) 健康診断状況 | 心臓・高血圧・血管と循環器系の疾病972人と目立っている。 |
| (ニ) 入所前の状況 | 簡易宿泊所が1135人、屋外生活が567人となっている。 |
| (ホ) 職業相談事業実績 | 平成16年度は170人、15年度、14年度と比較すると増加している。 |
| (ヘ) 年齢分布 | 入所者の平均年齢は51.3歳。20歳未満の入所者が5人いた。 |
| (セ) 退所実績 | 16年度退所者のうち、就労者による退所者が226人いた |
| (ケ) 住宅相談実績 | 全日本不動産協会の協力により、住宅相談員を派遣してもらっており、保証人のいない物件の紹介をしてもらっている。16年度は11件の実績を挙げている。 |

ウ 横浜市のホームレス対策の概要

(ア) 横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画

横浜市では「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」や「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」に則し、横浜市の実情に応じた「横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を策定している。この計画の期間は平成 16 年度から 20 年度までの 5 年間で、自立支援施設はまかぜについては、横浜市ホームレス自立支援施策の中核と位置付けている。

(イ) ホームレス自立支援事業

既に説明済みのため省略する。

(ロ) ホームレス総合相談推進事業

a ホームレス巡回相談指導事業

月に 2 回夜間街頭相談を実施しており、また、平成 16 年 4 月に横浜市ホームレス巡回相談室を設置し、市内を巡回している。

b ホームレス総合相談推進協議会

巡回相談を効果的に行うため学識経験者、地域住民、支援団体等を委員とする「ホームレス総合相談推進協議会」を設置している。

(ハ) ホームレス緊急一時宿泊事業

主に中村川沿いの定住型ホームレスに対し、緊急一時的な宿泊援護を実施している。

(ニ) ホームレス衛生改善事業

寿福祉プラザ内に設置されているシャワー室において、給食援護等を受けた者を対象にシャワーの援護を実施している。

ホームレス自立支援事業、ホームレス巡回相談指導事業、ホームレス緊急一時宿泊事業、ホームレス衛生改善事業のいずれもが、社会福祉法人神奈川県匡済会への委託により実施されている。

(ホ) 改修棟について

ホームレス自立支援施設の隣にあった障害者施設の跡地を改修し、1 階に横浜市寿福祉プラザ事業、2 階に中区の法外窓口、3 階では介護予防型デイサービスを実施している。建物は別だが、一部、一体となって管理している部分もあるので紹介する。

エ 平成 16 年度ホームレス概数調査結果

毎年、8 月にホームレスの概数調査を実施しており、直近の平成 16 年度の調査では 659 人のホームレスが確認された。平成 11 年をピークに上下している。また、公園、河川、駅周辺では増加傾向が見られるが、公共建築物などでは減少している。

オ 上記、説明についての質問及び回答

委員より、資料について4点、入所者について1点質問があった。質問事項と事務局の回答は以下のとおり。

(ア) ホームレス自立支援施設の実績について、入所者の延数が減っているが、実数が増えているのはなぜか。

→入所期間が原則30日で、就職活動などで最大180日まで延長できる。延長するものが多くなれば、回転数が落ちるので延数が減る。逆に30日で退所する人が多ければ回転数が増え延数が増える。従って、入所者の延数が減り、実数が増えているのは、常勤就労を目指す人が増えているからだと考えている。

(イ) 街頭相談による入所者が減っているのはなぜか。

→街頭相談を行うものの実感として、相談を行っている場所ではホームレスがへっていると感じている。逆に郊外などこれまで、行政機関が目が届かなかった場所へ巡回相談室ができ、目が届くようになり、新しくホームレスを発見するケースも増えている。

(ウ) 20歳未満の入所者が5人とあるが、児童が入所したのか。

→家族でホームレスになっているケースがあったので、そのためと思われる。

(エ) 退所者が減っているのはなぜか。

→入所と同じような状況と思われる。

(オ) 60歳以上の方で年金をもらっているような方も入所しているのか。

→年金を受けているので生活保護とはならないが、年金を消費してしまい緊急避難的に利用するケースも希にいるようである。

6 議事〔2〕指定管理者選定プロセスの検討

指定管理者の選定までの流れ及びスケジュールについて、事務局から選定委員会へ案の提示があった。委員から異議はなく、案は承認された。なお、内容は以下のとおり。

(1) 第2回横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定委員会

日時：平成17年8月31日午後3時から

議事：指定管理者公募要項、選定基準の決定

(2) 第3回横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定委員会

日時：平成17年11月中旬

議事：応募団体の書類審査及びヒアリングの実施、指定管理候補団体の選定

(3) 指定希望団体の募集及び応募の受付

指定希望団体の募集期間：平成17年9月20日から10月26日まで

応募の受付期間：平成17年10月24日から10月26日まで

なお、施設見学会も実施予定。

7 議 事 [3] 公募要項、選定基準の検討

委員長より、次回の選定委員会でたたき台とする公募要項、選定基準等の案について作成を事務局に委任したいとの意見があった。委員からの異議や意見はなく案の作成について事務局に委任されることとなった。

8 その他の決定事項

(1) 選定委員会の公開、非公開に関すること

事務局より委員会へ会議の公開、非公開について質問があった。内容は以下のとおり。

選定委員会の要綱では、委員会は原則公開だが、委員会が認めた場合は非公開にすることができる。他の選定委員会では、指定管理候補団体を決める際には、委員の自由な発言、活発な意見を求めるため、非公開とするケースが多い。他の選定委員会でのケースを当てはめると、当委員会では、第3回が非公開となる。当委員会ではどうするか。

これに対し、委員より第3回は非公開にした方が自由に意見を交換できるとの意見が複数あった。委員の提案を受け、当委員会では、第2回委員会を公開とし、第3回委員会は非公開とすることを決定した。

(2) その他、委員からの要望

委員より、募集要項及び選定基準については、次回選定委員会当日ではなく、なるべく早めに送ってほしいとの要望があった。